

随意契約をすることができる場合に
該当することの説明書

地方自治法施行令第167条 の2第1項第2号により随意 契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当することの説明
特定の者でなければ供給する ことができないものを調達す るとき。	1 調達する財産、役務等の特殊性等 各医療機関から請求される診療報酬の内容を随時審査し、適正な診療報酬の額を決定したうえで、各医療機関に支払いを行う事務。 2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明 診療報酬の審査及び支払事務は、岐阜県社会保険診療報酬支払基金及び岐阜県国民健康保険団体連合会のみが行っている。 このことから、本契約の相手方は、岐阜県社会保険診療報酬支払基金及び岐阜県国民健康保険団体連合会以外にはない。

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。